

課題等対応のための平成24年6月の主な動き、取組

1 厳しい雇用失業情勢への対応

有効求人数	27,630 人	対前年同月比	13.4%増
有効求職者数	46,825 人	対前年同月比	5.7%減
有効求人倍率	0.64 倍	対前月	0.03P 増

- ・引き続き、各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・引き続き、積極的な求人開拓の実施
- ・引き続き、雇用調整助成金による雇用維持支援
- ・円高等に伴う雇用状況への影響把握

2 雇用促進税制に係る雇用促進計画の積極的な周知・広報 (平成26年3月までの時限措置)

平成23年度事業年度に係る雇用促進計画について(平成24年4月末現在)	
雇用促進計画に基づく達成状況報告提出件数	14 件
雇用促進計画に基づく労働者の雇用増加数	98 人

平成24年度の企業の事業年度に合わせた取組

- ・求人開拓推進員による事業所訪問や各種会議等を活用した雇用促進税制制度の周知・広報
- ・雇用促進計画に基づく労働者の目標増加数に係るハローワークへの求人申し込みの勧奨等

3 改正育児・介護休業法の全面施行に向けた周知

- ・改正育児・介護休業法説明会及び相談会の実施(6月)

<説明会>

鹿児島会場 6月5日(火) 13:30~15:30

歴史資料センター黎明館 講堂

鹿屋会場 6月8日(金) 13:30~15:30

リナシティかのや 2F 情報研修室

国分会場 6月13日(水) 13:30~15:30

国分シビックセンター内国分公民館 大会議室

<相談会>

加世田会場 6月15日(金) 10:00~15:00

加世田公共職業安定所

川内会場 6月20日(水) 10:00~15:00

川内公共職業安定所

名瀬会場 6月22日(金) 10:00~15:00

名瀬公共職業安定所

- ・集中的な個別訪問指導 労働者数100人以下の42企業
- ・機関紙、新聞、ホームページ等を活用した集中的な広報の実施

4 男女雇用機会均等法の周知徹底

- ・第27回男女雇用機会均等月間の趣旨及び施行状況の発表
- ・ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する情報提供等支援

平成24年4月の有効求人倍率は0.64倍で、 前月を0.03ポイント上回る

鹿児島県の平成24年4月の有効求人倍率(季節調整値)は0.64倍となり、前月(0.61倍)を0.03ポイント上回りました。

新規求人倍率(季節調整値)は1.03倍となり、前月(0.97倍)を0.06ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比13.2%の増と再び増加となりました。

産業別では、建設業(7.6%増)は4ヶ月連続の増加、製造業(28.1%増)は3ヶ月ぶりの増加、運輸業、郵便業(8.0%増)は4ヶ月ぶりの増加、卸売業、小売業(15.2%増)は再び増加、宿泊業、飲食サービス業(14.3%増)は16ヶ月連続の増加、医療、福祉(16.4%増)は27ヶ月連続の増加、サービス業(25.9%増)は再び増加となりました。

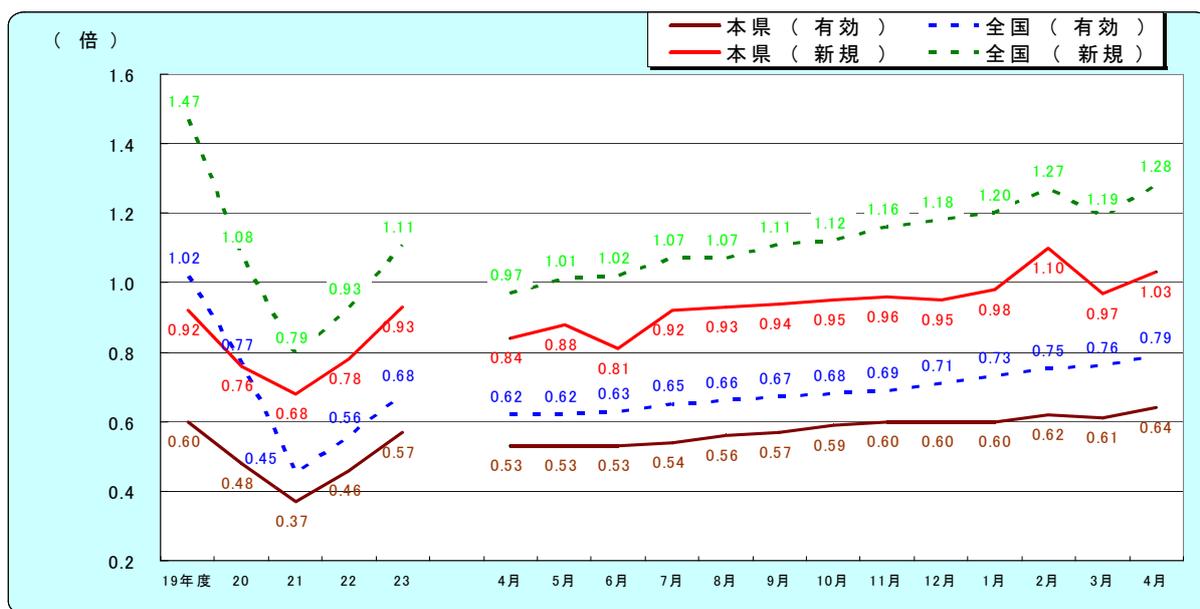
新規求職者数は前年同月比8.3%の減と11ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比で見ると、在職求職者(16.4%減)は2ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者(6.8%減)は11ヶ月連続の減少、無業求職者(5.1%減)は6ヶ月連続の減少となりました。離職求職者の内訳では事業主都合離職者(3.9%減)は29ヶ月連続で減少し、自己都合離職者(8.4%減)は3ヶ月連続の減少となりました。

政府の5月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「景気は、依然として厳しい状況にあるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある」とし9ヶ月ぶりに上方修正しました。また、雇用情勢についても、「持ち直しているものの、東日本大震災の影響もあり依然として厳しい。」と同様に9ヶ月ぶりに上方修正されました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が高水準で推移している等持ち直しの動きを続けています。一方で、有効求職者数も依然として高水準にあり、また、円高・原油高騰による影響も懸念されるところであり、依然として厳しい面が見られることから、今後の動きには引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・高齢者・障害者の就労促進、産業構造の変化を踏まえた公的職業訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による積極的な就労・生活支援対策の展開等をおこない「全員参加型社会」の実現に向け、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。



雇用失業情勢の厳しい地域の雇用創出を支援！

～実践型地域雇用創造事業の平成24年度第1次採択地域に鹿屋市が決定～

「実践型地域雇用創造事業」とは、平成23年度末まで「地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）」及び「地域雇用創造実現事業（実現事業）」として実施されているものが統合され、平成24年7月からスタートするものです。

雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、雇用創造効果が高いと認められるものや波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるものをコンテスト方式により選抜し、事業の実施を委託します。

全国で30か所が採択され、鹿児島労働局管内では鹿屋市が採択されました。

【鹿屋市】

かのや「食」と「観光」を連携させたブランド創生及び雇用創造事業

（職業安定部職業対策課）

参考

◎地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）とは

地方公共団体との連携の下に、地域の協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託するもの。

現在、県内では7地域（鹿屋市、知名町、垂水市、薩摩川内市、屋久島町、奄美市、さつま町）に事業を委託している。

◎地域雇用創造実現事業（実現事業）とは

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会から、パッケージ事業による支援を通じて育成した人材等を活用し、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれる地域の産業及び経済の活性化等に資する事業の提案を受け付け、そのうちの雇用創造効果の高いと認められる事業の実施を、事業を提案した協議会に委託するもの。

現在、県内5地域に（南大隅町、西之表市、知名町、薩摩川内市、徳之島町）に事業を委託している。

第27回男女雇用機会均等月間の実施について

眠らせていませんか？あなたの職場の女性の力
～ポジティブ・アクションで男女が活躍～

1 趣 旨

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）が施行されて以降、法制度上は男女の均等な機会及び待遇の確保は大きく進展し、企業の雇用管理は改善されつつあるが、依然として、男性と比べて女性の勤続年数は短く、管理職比率も低い水準にとどまっており、実質的な機会均等が確保された状況とはなっていない。また、平成9年、平成18年の改正を経て、法整備が進展する一方で、事実上の格差について認識しにくくなっている状況がみられる。

実質的な男女均等取扱いを実現するためには、性別によらない雇用管理を行うことはもとより、ポジティブ・アクション（男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組）の一層の推進を図り、働き続けることを希望する者が就業意欲を失うことなくその能力を伸長・発揮できる環境整備等を進めることが重要である。

厚生労働省では、6月を「男女雇用機会均等月間」と定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としている。本年度においては、次の目標を掲げ、月間を実施する。

2 目 標

- (1) 均等法の一層の周知徹底及び履行確保
- (2) ポジティブ・アクションの趣旨及び内容の正しい理解と取組の促進

3 テーマ

眠らせていませんか？あなたの職場の女性の力
～ポジティブ・アクションで男女が活躍～

4 期 間

平成24年6月1日から30日までの1か月

5 主 唱

厚生労働省

6 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体、その他

7 実施事項

(1) 周知・広報活動の実施

月間の趣旨や均等法の施行状況の記者発表を行うとともに、月間周知用ポスターの作成・配布を行うほか、各種媒体を通じた広報活動を実施する。

(2) 協力依頼の実施

関係行政機関、報道機関、使用者団体、労働団体等に対し、月間実施に係る協力を依頼する。また、使用者団体に対しては、傘下団体・会員企業等に対する男女均等取扱いのための各種取組を促すよう要請する。

(3) 均等法に基づく指導の集中的実施

都道府県労働局雇用均等室において、男女均等取扱い実現のための事業主に対する指導を集中的に実施する。

(4) ポジティブ・アクションに取り組む事業主に対する支援

各事業所において選任されている機会均等推進責任者を通じて、取組を促進するとともに、中小企業に対する支援を重点的に行うなど、企業がポジティブ・アクションの具体的な取組を行うことができるよう必要な助言及び情報提供を積極的に行う。

ポジティブ・アクションについて



ポジティブ・アクション普及促進のためのシンボルマーク「きらら」

ポジティブ・アクションとは

男女間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組をいいます。

例えば… 勤続年数も長く、仕事に対する能力や意欲も高い女性労働者がいるにもかかわらず、従来の性差別的な雇用管理により、管理職になっている女性が少ない場合に、

<女性のみを対象とする又は女性を有利に扱う取組> ・昇進試験の受験を女性に奨励する

<男女双方を対象とする取組> ・男女に公正な人事考課を行うための評価者研修を行う

※その他の取組事例については、次ページ右表参照

ポジティブ・アクションが必要な理由

社内制度には男女差別的な取扱いはないのに「なかなか女性の管理職が増えない」「女性の職域が広がらない」そのために女性の能力が十分に活かされていないといった場合に、このような課題を解決し、実質的な男女均等取扱いを実現するために必要となるものです。

また、ポジティブ・アクションには、個々の労働者の能力発揮を促進するだけでなく、企業にも様々なメリットがあります。

- 女性労働者の労働意欲の向上
- 女性の活躍が周囲の男性に刺激→生産性が向上
- 多様な人材による新しい価値の創造
- 幅広い高い質の労働力の確保
- 企業イメージの向上

ポジティブ・アクションに関する目標値

子ども・子育てビジョン

(平成22年1月29日閣議決定)

第3次男女共同参画基本計画

(平成22年12月17日閣議決定)

ポジティブ・アクション取組企業の割合 (平成26年度までの目標) 40%超

ポジティブ・アクションの取組状況

ポジティブ・アクションの取組状況をみると、「取り組んでいる」は31.7%、「今後、取り組むこととしている」は15.1%ですが、企業規模が小さいほどその割合は低くなっています。

(平成23年度雇用均等基本調査(速報) 5,000人以上規模 78.8%、10~29人規模 22.1%)

労働保険の年度更新（申告・納付）は 6月1日から7月10日までです

鹿児島労働局では、労働保険徴収室を始め県内の28会場で、労働保険料の概算・確定申告の受付を行う予定です。郵送やインターネットによる受付もできますので、ぜひご利用ください。

事業主の皆様には、法定期限の7月10日までに労働保険料の申告・納付をしていただきますよう、お願いいたします。

なお、昨年度から、受付・審査事務の一部を外部委託しています。受付方法の一部が変更されており、また申告内容について委託業者（民間事業者）から事業所へ照会させていただくことがあります。

※ 労働保険料とは、

○労働者の業務上又は通勤中の負傷や疾病あるいは死亡に対して必要な保険給付（労災保険）

○労働者が失業したときや就職促進のための給付あるいは事業主に対して各種助成（雇用保険）

等といったセーフティネットの基になるものです。

石綿健康被害救済のための一般拠出金についても、労働保険料と併せて申告・納付していただくこととなります。

（総務部労働保険徴収室）

最低賃金を引き上げる中小企業事業主を支援しています

～「業務改善助成金」の交付と「最低賃金総合相談支援センター」等の設置について～

平成22年6月と12月に開かれた第4回及び第6回の雇用戦略対話での政労使合意により、2020年までの目標として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すこと」とされ、「最低賃金引上げにより最も影響を受ける中小企業に対する支援を行う。」とされました。

鹿児島労働局では、こうした状況を踏まえ、中小企業事業主を支援する次の事業を実施しています。

○「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）」の交付

これは、中小企業事業主がその事業場の最も低い時間給を、平成24年度から4年以内に計画的に800円以上に引き上げることを内容とする賃金引上げ計画を策定し、この計画に従って、1年あたり40円以上となる引き上げを実施する場合において、就業規則の作成・改正、賃金制度の整備、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、業務改善を実施するための研修等の必要な経費について、100万円を限度（下限5万円）としてかかった費用の2分の1を助成するものです。

これらの業務処理は、鹿児島労働局の賃金室で行います。

○「鹿児島県最低賃金総合相談支援センター」及び「霧島地区最低賃金相談支援コーナー」の設置

最低賃金の引き上げを行うために、生産性の向上等の経営改善を通じて賃金支払い能力の向上を図ると同時に、経営改善によって変更される賃金制度、労働時間制度、労働安全衛生管理体制等の見直しの相談にワンストップで対応するため、鹿児島市に「鹿児島県最低賃金総合相談支援センター（鹿児島県社会保険労務士会内）」を、また、始良市に「霧島地区最低賃金相談支援コーナー（（株）梅コンサル始良営業所内）」を設置しました。

このセンター及びコーナーは、無料で最低賃金の引き上げに向けたご相談に対処します。直接来てもらうか、又は電話でもかまいません。皆様の、多数のご相談をお待ちしています。

（労働基準部賃金室）

梅雨時期の土砂崩壊等による労働災害の防止に 取り組みます

4月29日に奄美地方が梅雨入りし、今後、県本土も梅雨入りすることが予想されます。

例年、梅雨時期は、大雨等による土砂崩壊災害が発生し、これに伴う災害復旧工事等も行われ、建設工事現場における土砂崩壊等による労働災害の発生が懸念されます。

鹿児島労働局では、その日の作業を開始する前や降雨後の作業再開時に作業箇所の事前点検や避難措置等の各種対策を講じるよう、関係団体等を通じた周知啓発や指導を実施していきます。

(労働基準部健康安全課)

メンタルヘルス対策支援センターの無料サービスをご利用ください

事業場におけるメンタルヘルス対策への取組はまだまだ低調です。

メンタルヘルス対策支援センターは、職場のメンタルヘルス対策の関係者に対して、①個別問題の解決に係る相談対応、②専門家による個別事業場への訪問支援、③管理監督者に対する教育等を行い、メンタルヘルス不調の予防、不調者の早期発見・早期対応、休業者の円滑な職場復帰等の事業場における活動を総合的に支援します。

提供するサービスは全て無料ですので、お気軽にお問い合わせください。

<メンタルヘルス対策支援センター>

所在地：鹿児島市上之園町25-1 中央ビル4F

(鹿児島産業保健推進センター内)

電話：099-802-1695

(労働基準部健康安全課)

職場の熱中症を防ごう!

熱中症とは、高温多湿な環境下において体内の水分等のバランスが崩れるなどにより発症する障害で、めまいや失神等の症状があらわれ、死に至る場合もあります。

鹿児島県内においては、過去10年間をみると、7月から9月にかけて熱中症による死亡災害が4件（建設業で屋外作業中3件、製造業で屋内作業中1件）発生しています。

鹿児島労働局では、これから夏に向けて高温多湿場所の職場環境の改善や水分・塩分の摂取等熱中症予防対策の周知啓発・指導を実施していきます。

熱中症予防対策の詳細については、「**熱中症を防ごう!**」(<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/d1/h0616-1b.pdf>) のパンフレットを御覧ください。

(労働基準部健康安全課)